

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置

減額を受けるための要件

1. 昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅（居住部分が 2 分の 1 以上）であること。
 2. 建築基準法に定める現行の耐震基準に適合する耐震改修であること。
 3. 耐震改修に要する自己負担額が 50 万円を超えるもの。
 4. 令和 13 年 3 月 31 日までに完了した工事であること。
- ※バリアフリー改修や省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置と併せて適用することはできません。

減額される期間

工事完了年の翌年度のみ減額されます。具体的には、工事完了日が令和 8 年 5 月 15 日の場合は令和 9 年度分の減額、令和 9 年 1 月 15 日の場合は令和 10 年度分の減額となります。

※当該住宅が通行障害既存耐震不適格建築物の場合は 2 年度分減額します。

減額される金額

一戸あたり 120 ㎡を上限に 2 分の 1（改修により認定長期優良住宅に該当することとなった場合は 3 分の 2）を減額します。

※通行障害既存耐震不適格建築物については翌年度分の 3 分の 2、翌々年度分の 2 分の 1 を減額します。

減額を受けるための手続き

<ご提出いただく書類>

1. 住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書
2. 現行の耐震基準に適合する耐震改修であることを証する書類（ア、イ又はウ）
 - ア.住宅耐震改修証明書（地方自治体による証明書）
 - イ.増改築等工事証明書（建築士、登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人による証明書）
 - ウ.住宅性能評価書の写し（耐震改修後に交付を受け、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級 1、等級 2 又は等級 3 であるもの。）
3. 長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類（該当する場合）
（所管行政庁である大津市（建築指導課）が発行した「認定通知書」の写し（第二号様式、第四号様式または第七号様式）
4. 耐震改修に要した費用を証する書類（領収書、見積書、工事明細書等）
5. 補助金等の交付がある場合は、交付決定通知書の写し
6. 改修箇所の写真・図面（改修前・改修後）

<申告書の提出期限>

改修が完了した日から 3 ヶ月以内



お問い合わせ先
大津市役所総務部資産税課家屋係
TEL : 077-528-2725（直通）